

第 5 章 悪臭

第5章 悪臭

1 悪臭に係る規制基準

【根拠】

- ・ 悪臭防止法第3条、第4条
(昭和46年6月1日法律第91号 最終改正 令和4年6月17日法律第68号)
- ・ 悪臭防止法施行規則第6条
(昭和47年5月30日総理府令第39号 最終改正 令和6年4月1日環境省令第17号)
- ・ 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
(平成17年3月29日豊田市告示第122号 最終改正 平成30年6月26日豊田市告示第303号)

【規制基準】

(1) 法第4条第2項第1号の敷地境界線上における規制基準

表5-1 法第4条第2項第1号の敷地境界線上における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

(2) 法第4条第2項第2号の排出口における規制基準

表5-1の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

(3) 法第4条第2項第3号の排出水中における規制基準

表5-1の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の3に定める方法により算出した値

第1種地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第2種地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第3種地域：工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
(市街化調整区域)、都市計画区域以外の地域

2 悪臭防止対策

(1) 届 出

【根 拠】

県民の生活環境の保全等に関する条例第65条第2項「悪臭関係工場等の届出」

【届出件数】

表5-2 悪臭関係工場等の届出件数（令和6年度）

業 種		届出件数
畜 産 農 業	養 豚	4
	酪農・肉牛	21
	養 鶏	12
	合 計	37
飼 料 、 肥 料 製 造 業		1
ゴ ム 製 品 製 造 業		3
鑄 物 製 造 業		3
し 尿 処 理 場		2
ご み 処 理 場		7
終 末 処 理 場		2
合 計		55

(2) 立入検査

【根 拠】

- ・ 悪臭防止法第20条第1項「報告及び検査」

【調査概要】

ア 苦情対応に係る調査

- ・ 悪臭の発生原因、状況の把握
- ・ 周辺の土地利用状況の把握
- ・ 悪臭対策についての周知の徹底、指導等を実施

イ 豊田加茂地域環境保全型畜産推進指導巡回

- ・ 県、市の農林部署とともに総合的指導
- ・ 巡回指導時、環境保全上問題が発生している、又は、発生するおそれがある場合は指導
→ 文書指導や再度立入

【調査結果】

ア 苦情対応に係る調査

表 5-3 苦情対応に係る調査結果（令和 6 年度）

区 分 業 種		苦 処 件 情 理 数	悪 臭 防 止 法 に 基 づ く 措 置 等						
			立入検査	報 告	悪臭の測定		行 政 指 導	勸 告	命令
					適合	不適合			
畜産農業	養 豚 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	酪農・肉牛	2	0	0	0	0	2	0	0
	養 鶏 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
飼・肥料製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業		1	0	0	0	0	1	0	0
その他の製造業	塗 装 工 場	1	1	0	0	0	1	0	0
	輸送用機械器具 製 造 工 場	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	4	4	0	1	1	4	0	0
し尿処理場		0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ処理場		0	0	0	0	0	0	0	0
終末処理場		0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業・ その他事業場	飲食店	3	3	0	0	0	3	0	0
	その他	5	4	0	0	0	5	0	0
そ の 他 ・ 不 明		12	0						
合 計		28	12	0	1	1	16	0	0

イ 豊田加茂地域環境保全型畜産推進指導巡回

表 5-4 豊田加茂地域環境保全型畜産推進指導巡回結果（令和 6 年度）

農家種類	立入件数
養 鶏	4
養 豚	0
肉 牛	5
酪 農	0
肥 育	0
合計	9

※ 愛知県、市農業振興課との合同巡回

(3) 臭気測定

表 5-5 臭気測定実績（令和 6 年度）

化学工場 令和 6 年 7 月 24 日

採取地点	採取時刻	風向	風速 m/s	臭気指数	適否	規制基準値 (規制地域の区分：第 3 種地域)
敷地境界	9 : 48	西	1.3	17	適	18 [※]

※ 法第 4 条第 2 項第 1 号の敷地境界線上における規制基準

採取地点	採取時刻	ガス 温度	乾きガス量 m ³ /min	臭気排出強度	適否	規制基準値 (規制地域の区分：第 3 種地域)
気体排出口	10 : 44	25℃	152.2	1,100,000	否	410,000 [※]

※ 法第 4 条第 2 項第 2 号の排出口における規制基準

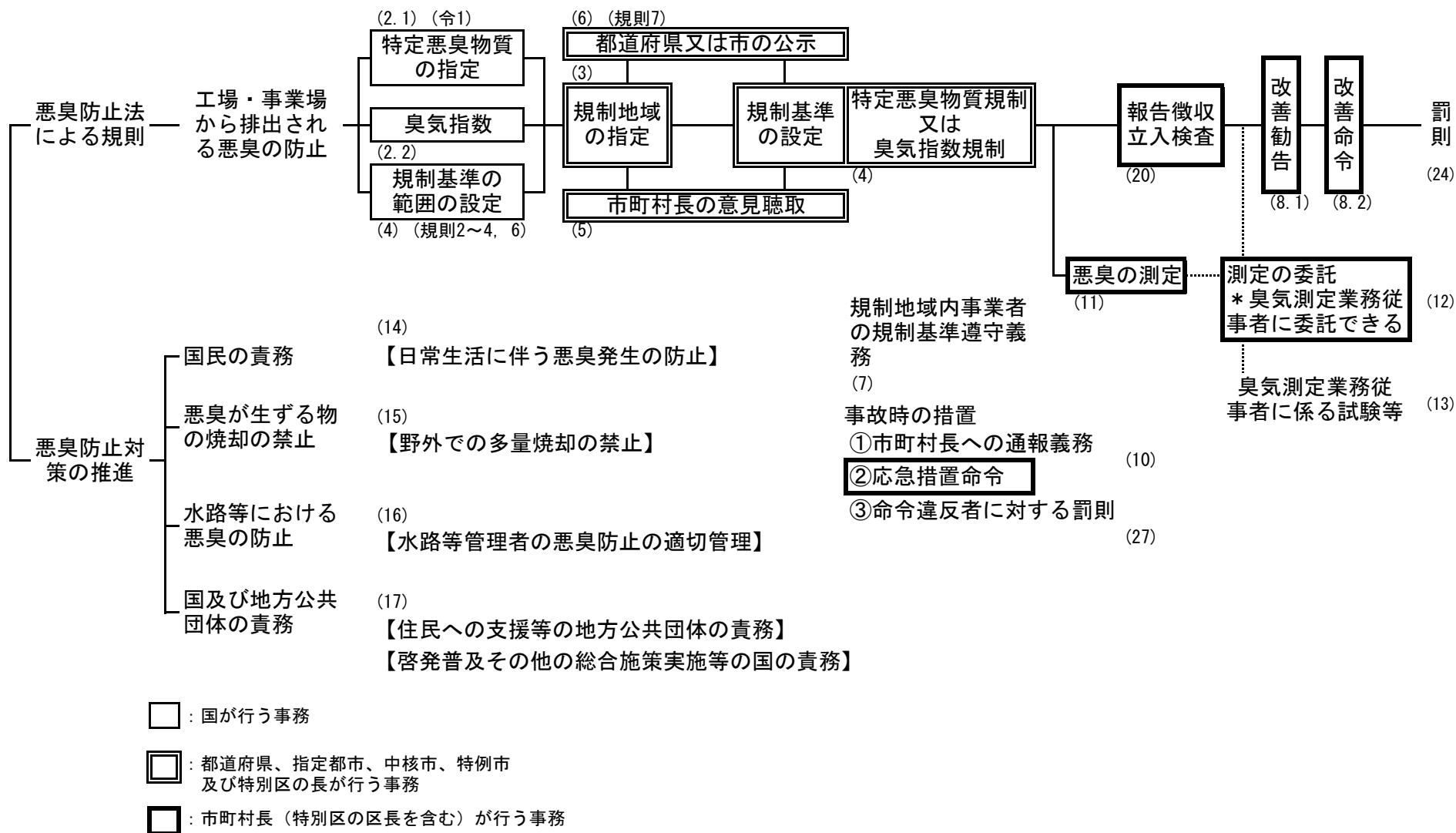


図 5-1 悪臭防止法体系図